

立川・昭島衛生組合のあゆみ



正門からの中央通路



棟 理 管 理



ガスタンク



消 化 槽



投入室



中央の建物は1階がボイラー室、2階左側が会議室、右側は宿直室

目次

発刊にあたって	1
はじめに	1
I 組合の設立まで	2
1 組合設立の時代背景	2
2 組合の誕生	2
II 組合の組織	4
1 組合議会	4
2 正副管理者	5
3 助役及び収入役	6
4 監査委員	6
5 組合の職員	6
III 組合の業務	8
1 組合の経費	8
(1) 歳入	8
① 両市の負担金	8
② 補助金及び組合債	8
③ 使用料及び手数料	9
④ 財産収入	9
(2) 歳出	10
① 議会費	10
② 一般管理費	10
③ 処理場費	10
④ 公債費	11

2 処理量の推移	11
Ⅳ 組合の施設	13
1 処理場用地	13
2 処理場の建設	16
3 施設の概要	17
4 施設の移り変わり	19
(1) 組合設立当初の施設	19
(2) 第一次増設	20
(3) 第二次増設	21
(4) 第三次増設	23
(5) 第四次増設	24
(6) 付 帯 設 備	25
① 汚泥焼却炉	25
② 脱 臭 装 置	26
③ PH自動調整装置	27
(7) 一部施設の休止	28
Ⅴ 組合の財産	29
1 土 地	29
2 建 物 等	30
3 その他備品等	30
Ⅵ 組合の解散	31
1 事務連絡会	31
2 解散協議会	31
3 解散問題中間報告	32
4 協 議 結 果	35
(1) 財産及び評価額	35

① 立川市に帰属する財産及び評価額	36
ア 土 地	36
② 昭島市に帰属する財産及び評価額	36
ア 土 地	36
イ 建物・構築物等	36
ウ 備 品 等	36
(2) 組合固有職員の身分移管	37
(3) 将来にわたる昭島市の債務等	37
(4) 事務の承継	38
(5) 清 算 事 務	38
(6) 貢献度費用	38
5 解散に伴う事務処理	38
(1) 解散及び財産処分に関する議案	39
(2) 解散及び財産処分に関する協議書	39
(3) 財産処分承認申請	39
(4) 借入金の繰上償還	39
(5) 解散に伴う協定	40
(6) 覚 書	40
(7) 身分移管に関する協定	40
(8) 清算事務に関する協定	40
(9) 汚染負荷量賦課金の納付	40
(10) 都知事への解散届	41
(11) 財産の無償譲渡	41
(12) 所有権移転登記	41
(13) 事 務 引 継	41
6 解散後の事務処理	42
(1) 組合の平成16年度決算	42
(2) 財産処分完了報告	43
(3) 組合史（本書）の作成	43

思 い 出	44
お わ り に	48
資 料 編	49
関係者名簿	115
編 集 後 記	



立川市長 青 木 久



昭島市長 北 川 穰 一

「立川・昭島衛生組合のあゆみ」発刊にあたって

立川・昭島衛生組合は、立川・昭島両市のし尿を共同処理することを目的に、昭和33年1月に両市の一部事務組合として設立され、以来47年の長きにわたり操業を続けてまいりましたが、その所期の使命を終え平成17年3月31日をもって解散をいたしました。

設立当初、処理能力1日90キロリットルの処理施設を建設し、昭和34年7月3日に操業を開始いたしました。その後、両市の人口増加に伴う処理量に対応するため、四次にわたり処理施設の増設を行い、処理能力1日330キロリットルの施設に拡充されていきました。

しかし、昭和49年度をピークに東京都の下水処理場等が運転開始となったことなどにより、両市の下水道整備が進み、組合のし尿処理量が減少していったため、両市によるし尿の共同処理の必要性が薄れ、解散に至ったものでございます。

組合設立時には、処理場の建設場所の選定等多くの困難を乗り越え、操業へと漕ぎつけた先人各位と解散までの間職務に従事した多くの職員・関係者のご労苦、また、地域の皆様方のご理解・ご協力に対し改めて敬意と感謝を申し上げます次第であります。

そして、立川市と昭島市が47年もの間、共に協力し、友好的な関係を築きながら事業を進めることができましたことは、ここに組合は解散をいたしました。この精神は今後も長く引き継がれるものと確信するものであります。

おわりに、この「立川・昭島衛生組合のあゆみ」の発刊にあたり、ご教示・ご協力を賜りました方々に心からお礼を申し上げ、この拙い本書が皆様方に幾ばくかの参考となれば幸いに存じます。

平成18年2月

○はじめに

はじめに

立川・昭島衛生組合は、昭和33年設立以来、立川・昭島両市のし尿の共同処理を行ってきたが、近年、両市の下水道が整備されたことに伴い、当施設の処理量が大幅に減少し、組合の役割は年々小さくなってきていた。

また、最近に至っては、両市間のし尿投入量の差も大きくなっていたこともあり、両市によるこれらし尿の共同処理と組合存続の是非が問われ、組合解散へと進んでいった。

組合はその時代の要請により設立され、操業開始から今日まで約47年にわたり両市民の環境衛生の確保に大きく貢献し、その一時代を担ってきたが、平成17年3月31日をもってその歴史に終止符が打たれた。よって、ここに組合がこれまでに歩んできた道のりと解散に至るまでの経過と協議内容を記録としてとりまとめた。

I 組合の設立まで

1 組合設立の時代背景

昭和30年代の東京都近郊市町村にあっては、首都東京の発展に伴って流入する急激な人口増とそれによる都市問題が深刻化していた。

これは立川市及び昭島市においても例外ではなかった。昭和32年には、両市合わせて世帯数が2万9,600世帯、人口10万4,000人に達し、東京都の衛星都市として発展の途上にあった。

当時、し尿の終末処分については、一部分については農地に還元していたが、その大部分については素掘りの穴に投棄処分をするという極めて非衛生的な処分方法を採用していた。そして農地還元については、化学肥料の出まわりによる需用の減少と都市化による農家そのものの減少、また投棄処分については、処分地の確保にあわせて非衛生的なことによる付近住民の痛烈な非難的となっていた。

このような時代背景のもと、市民生活の基礎部分ともいうべき「し尿処理」の問題は緊急な行政課題となり、両市にとって重要施策の一つとなっていた。

2 組合の誕生

前述のような状況下にあって、立川市においてはこの打開策として、昭和32年度施策においてし尿消化槽の整備計画を立て、関係省庁への申請等の手続きも進行していた。

このような折、し尿について同じ悩みを持つ隣接昭島市から共同処理の要望があり、施設費その他維持管理費の面からも節減が図ら

○I 組合の設立まで

れることから、両市をもって一部事務組合を設置し、運営していくことで協議決定をみるに至った。

そして、昭和32年9月27日立川市議会において、同年11月7日昭島市議会において組合設置に関する議案が可決されている。

このようにして組合は、立川・昭島両市のし尿を共同処理することを目的に昭和33年1月両市によって設立された。

設立時の名称は「立川・昭島衛生処理組合」である。

※資料 「組合の沿革」P 50

Ⅱ 組合の組織

1 組合議会

組合に議会が置かれ、組合議会議員は両市議会の議員の中から選出された。ただし、各市の議員中の1名は市長がこれに充てられた。

設立時の議員定数は市長を含めて10名で、立川市からは6名、昭島市からは4名が選出された。なお、この議員定数については東京都の指導があり、昭和33年4月1日からは市長を含め両市同数の6人ずつに改められている。

その後、昭和62年4月からは市長は議員から除かれ定数を8人に改め、組織市から各4人を選出することとした。

組合議会は、昭和33年1月9日午前10時から立川市役所において第1回目の本会議が開催され、議長・副議長の選挙、管理者の選挙、収入役の選任のほか昭和32年度予算及び条例制定など8議案の審議が行われた。ちなみに初代の議長には昭島市長の中村敬允氏が、副議長には立川市議会議員の須田エン氏がそれぞれ就任している。

以後、し尿処理施設の設置場所、業者の選定、土地の取得等について、議会・全員協議会等が頻繁に開催され、昭和33年3月29日に処理場の設置場所を昭島市郷地町に決定し、同年5月20日開催の組合議会において、土地の取得及びし尿消化槽工事請負契約の議案が可決され、操業開始に向けて大きく前進していくこととなる。

また、議会の運営上急を要する事項等を審議するため、議会の常置機関として常任委員会が設置された。委員は両市の組合議会議員中から2人ずつ選出され、うち1人は両市の市長が充てられた。この常任委員会は、昭和62年4月以降廃止されている。

※資料 「組合規約の改正経過」 P 100

※資料 「正副議長名簿」 P 117

※資料 「組合議会議員名簿」 P 118



平成17年2月7日 最後の組合議会定例会

2 正副管理者

設立当初、組合に管理者1名が置かれた。

前にも触れたが、当初、両市の市長も組合議会議員で、管理者は議会において両市の市長の中から選ばれた。

その後、昭和49年4月からは、管理者となった市長にあつては組合議会議員から除かれた。そして、昭和62年4月からは新たに副管理者を設けて両市長は管理者あるいは副管理者に就任することとなった。

なお、初代の管理者は立川市長の中島舜司氏が就任しており、以後解散に至るまで管理者は歴代の立川市長が就任している。

※資料 「正副管理者名簿」 P 116

及び解散後に金銭負担の発生することのないよう両市で協議する。

② 建物等の帰属について

現在組合が所有する建物等の所在については、すべて昭島市域分にあることから組合解散後継続使用することとなる昭島市が継承する。この場合、現在使用していない建物等についても、解散に伴っての解体撤去は行わないこととし、不要な建物も含めすべてを昭島市に帰属する。なお、このことによる財産処分上の不均衡についても「土地の帰属」と同様とする。

③ その他

土地、建物等以外に組合財産としては、車両、立木及び事務用備品などが考えられるが、これらについても施設を継続使用することとなる昭島市に帰属する。なお、財政調整基金については、平成16年度末に起債の繰上償還等の費用として取りくずしの上、清算することとする。

今後必要となる具体的調整事項

今後具体的に財産処分を行うにあたっては、財産評価等について下記の内容を考慮し、調整することが必要である。

- ① 土地の評価を行い、立川市に帰属する分と昭島市に帰属する分の価格を算出すること。
- ② 建物等の評価額と解体に要する費用を調査し、その財産の帰属額及び負債額を算出すること。
- ③ 土地、建物等以外の財産のうち、財政調整基金は取りくずして組合運営費に充て、車両、立木及び事務用備品などについては評価対象から除外する。
- ④ 組合解散に伴って生じるその他の経費についても算定すること。

以上の組合財産の帰属状況及び両市の債務負担の状況を勘案すると、昭島市に帰属する財産額が大になることが想定されるので、その差額全額を長年にわたる昭島市の貢献度費用に充てることを基本として両市で調整する。

.....

以上が解散問題中間報告の骨子であるが、以後はこの考え方を基本として協議がなされていくこととなる。

4 協議結果

前項の「3 解散問題中間報告」の中にもあったように、両市の間に生じる財産処分上の不均衡については、解散に伴う債務等で相殺することとし、解散時及び解散後に金銭負担の発生することのないよう両市で協議することとしたが、その結果、次のように協議が整った。

(1) 財産及び評価額

立川市・昭島市それぞれに帰属する財産及びその評価額は、次のとおりとした。

土地については、平成15年度に地積の確定測量及び不動産鑑定評価を行った。なお、道路用地については、将来的にも道路として使用していくこととなるので評価対象外とした。

① 立川市に帰属する財産及び評価額

ア 土 地

名 称	所 在 地	地 積		評価額 (円)
		公簿 (m ²)	実測 (m ²)	
富士見第三公園用地	立川市富士見町六丁目81-2	2,521.29	2,522.12	254,000,000
新生会倉庫用地	立川市富士見町六丁目81-6	44.27	44.25	5,710,000
新生会公会堂用地	立川市富士見町六丁目81-7 他1筆	118.82	118.71	20,400,000
合 計		2,684.38	2,685.08	280,110,000

② 昭島市に帰属する財産及び評価額

ア 土 地

名 称	所 在 地	地 積		評価額 (円)
		公簿 (m ²)	実測 (m ²)	
組 合 施 設 用 地	昭島市郷地町三丁目736-1 他2筆	12,145.15	12,697.79	1,010,000,000
郷地ポンプ場用地	昭島市郷地町三丁目753-14	269.96	270.90	
玉川自治会 公会堂用地	昭島市郷地町三丁目753-15	125.76	125.74	
道 路 用 地	昭島市郷地町三丁目736-2 他27筆	1,680.82	☆1,680.82	評価対象外
合 計		14,221.69	14,775.25	1,010,000,000

道路用地については、公簿地積を採用した。

イ 建物・構築物等

建物・構築物等はすべて昭島市に帰属し、その評価額を6,648万円とした。

※ 資料「立川・昭島衛生組合解散に伴う協定書」中の資料1「建物・構築物等財産一覧表」参照

ウ 備 品 等

すべて昭島市に帰属し、評価対象から除外した。

(2) 組合固有職員の身分移管

解散時の組合固有職員3名及び再雇用職員2名については、平成17年4月1日をもって昭島市に身分を移管し、当分の間、当該処理場においてその職務に従事することとした。

※資料 「身分移管に関する協定書」P 95

(3) 将来にわたる昭島市の債務等

昭島市が将来にわたって負担する債務等及びその金額は、次のとおりとした。

No	項 目	金額 (円)	内 訳
①	職員の身分移管に伴う退職手当相当額	86,900,000	職員3名分
②	建物及び施設等解体・撤去に要する費用	251,330,000	施設全体を一括で撤去
③	消化槽内等残留物撤去処理費用	98,730,000	施設解体前の処理費用
④	解散後の事務承継に要する費用	15,000,000	決算事務・組合史作成事務
⑤	土壌調査に要する費用	6,540,000	東京都「環境確保条例」
	合 計	458,500,000	

なお、「①職員の身分移管に伴う退職金相当額」を将来にわたる昭島市の債務に含めたことで、組解散時には、組合では当該職員に対して退職手当を支給しない旨の「退職手当支給条例」の一部改正を行った。また、これを受けて昭島市においては、当該職員に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間に、組合での在職期間を通算する条例改正を行っている。

(4) 事務の承継

解散後の事務の承継は昭島市とし、平成16年度の決算事務及び組合史の作成等を行うこととした。

(5) 清算事務

平成16年度に発生する組合の債務のうち、組合解散後に請求される債務については、昭島市がこれを承継の上支払うこととし、その相当額をあらかじめ組合が負担することとした。

※資料 「清算事務に関する協定書」 P 96

(6) 貢献度費用

立川市及び昭島市それぞれに帰属する財産の不均衡については、将来にわたる昭島市の債務等により相殺し、残額についてはその全額を、処理施設が市域内に所在していたことによる長年にわたる昭島市の貢献に対する費用に充てることとした。

※資料 「立川・昭島衛生組合の解散に伴う財産処分等に関する確認書」
P 69

※資料 「立川・昭島衛生組合解散に伴う協定書」 P 76

5 解散に伴う事務処理

以上が解散に関する協議の内容とその結果であるが、ここでは組合の解散及び財産処分等についてのその手続き及び事務処理について記録としてまとめた。

(1) 解散及び財産処分に関する議案

地方自治法第290条の規定に基づき、平成16年6月4日開催の立川市議会及び同年6月15日開催の昭島市議会本会議において、いずれも全会一致で可決された。

(2) 解散及び財産処分に関する協議書

議案に添付の協議書について、(1)の議案が議決された後、両市長により締結された。

※資料 「立川・昭島衛生組合の解散に関する協議書」 P 73

※資料 「財産処分に関する協議書」 P 74

(3) 財産処分承認申請

組合財産のうち国庫補助及び東京都補助を受けて取得したものの財産処分については、環境大臣及び東京都知事の承認が必要なため、その申請をして承認された。

この承認が必要な財産については、昭島市に帰属する建物等のみが該当するため、承認通知書には昭島市に対して条件が付されている。

(4) 借入金の繰上償還

償還期限が平成9年度から平成18年度までの財政融資資金借入金について、解散に伴い平成17・18年度分を繰上償還するため、財務大臣宛に繰上償還申出書を提出し、これが承認された。

なお、繰上償還分に対する利子については免除されている。

(5) 解散に伴う協定

(2)の協議書の締結を受け、両市により締結された。

※資料 「立川・昭島衛生組合解散に伴う協定書」P 76

(6) 覚 書

解散協議会及び幹事会等の中で協議された事項を確認するため、両市により締結された。

※資料 「覚書」P 93

(7) 身分移管に関する協定

解散に伴い、組合固有職員等の身分を昭島市に移管するについて、立川市・昭島市及び組合の三者により締結された。

※資料 「身分移管に関する協定書」P 95

(8) 清算事務に関する協定

組合の平成16年度予算の執行については、解散に伴い平成17年3月31日をもって打ち切りとなることから、組合解散後に請求される支払い等の清算事務について、三者により締結された。

※資料 「清算事務に関する協定書」P 96

(9) 汚染負荷量賦課金の納付

昭和62年4月1日現在においてばい煙を発生する事業所に対し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、過去分（昭和57年から昭和61年の排出ガス量により算定）及び現在分（前年の1月から12月までの排出ガス量により算定）の合計額を納付する義務がある。

○Ⅵ 組合の解散

この解散後の納付は、現在分については施設を承継する昭島市が納付することとし、過去分については、この法律がある以上将来にわたっても納付する義務があるため、両市2分の1ずつ負担することとした。

このことについて、平成15年10月17日開催の解散協議会幹事会で確認された。

(10) 都知事への解散届

地方自治法第288条の規定により、平成16年12月21日、両市の担当部長及び組合職員が都庁を訪問し、総務局行政部市町村課長に面会し提出した。

※資料 「立川・昭島衛生組合の解散届出書」P 98

(11) 財産の無償譲渡

「財産処分に関する協議書」に基づき、組合管理者から両市長に対し、それぞれに帰属する財産の無償譲渡について、通知した。

(12) 所有権移転登記

解散の日をもって組合所有土地は両市に無償譲渡することから、4月1日付けでの所有権移転登記を両市に依頼した。

(13) 事務引継

平成17年3月31日の解散当日、組合会議室において管理者から両市長へ事務引継が行われた。

なお、職員への辞令伝達式を兼ねた閉所式も同時に行われ、最後に正副管理者の挨拶をもって閉会した。

6 解散後の事務処理

解散後の事務については、協定に基づき昭島市がこれを承継し、処理した。

(1) 組合の平成16年度決算

組合解散に伴い、最後の年度となった平成16年度の決算については、歳出の総額に合わせて、歳入の両市からの分担金の調定額で調整し、歳入と歳出の額を同額として、歳入歳出差引残額をゼロにした。

なお、財政調整基金は取崩しを行い、繰入金として処理し、預金等もすべてを解約して歳入とした。

また、組合解散後4月1日以降に組合に対して請求のある上下水道料・電話料・電気料・複写機使用料の支払いについては、5(8)清算事務に関する協定により処理した。

以上により、平成17年3月31日解散の日をもって組合に関するすべての収支を打ち切った。

また、この決算については、行政実例によれば「一部事務組合の解散に伴う決算については、地方自治法施行令第5条の準用により、旧組合の管理者が行い、これを構成団体の長に送付し、構成団体の監査委員がこれを監査し、構成団体の議会がこれを認定する」とこととされている。

決算については、解散に伴う協定により、昭島市が決算書等の作成事務を行い、立川市がこれを調製・決定した。

この調製した「決算書」及び「主要な施策の成果説明書」を立川市長は昭島市長に送付し、これを両市はそれぞれの監査委員の審査に付した。そして、その監査委員の意見を付して認定議案を両市議

○Ⅵ 組合の解散

会に上程し、平成17年9月5日昭島市議会において、同月16日立川市議会において同決算が認定されている。

(2) 財産処分完了報告

5(3)の財産処分承認申請で承認された財産処分について、解散と同時に昭島市が同財産を受け入れ、財産処分が完了したことを昭島市長名をもって環境大臣及び東京都知事宛に報告した。

(3) 組合史（本書）の作成

「立川・昭島衛生組合解散に伴う協定書」に基づき、昭島市において編集・発行した。

思 い 出

組合の操業当初、昭和34年6月から平成7年3月まで組合職員として在職していた宮寄茂男さん（昭島市郷地町在住）と昭和42年8月から平成14年3月まで在職していた高木喜好さん（立川市富士見町在住）のお二人に、職員時代の思い出を語ってもらった。（於：旧組合事務所）

宮寄茂男さん談

現在のこの事務所の南側にある東西に走っている通路は、旧の堤防敷で、組合の処理施設ができる前は、この通路の北側部分は梨畑だった。その南側には畑が広がっていた。

また、現在の第5・第6消化槽と郷地ポンプ場がある辺りは砂利穴があって、水が流れ込んでいて釣りをしている人たちもいた。

私が組合に就職したのは昭和34年6月で、同時期に私を含めて4人が入った。

その前に、同じ年の4月に3人の方がすでに採用されていた。

そして、その年の7月に操業が開始されて、当初はこの7人で処理場の仕事に従事した。

まだ新奥多摩街道はできていなかったもので、組合までの搬入路は、旧奥多摩街道の福島交番から南に向かって多摩川の土手に出て、組合敷地の南側まで来ると、その土手沿いに石の門柱が立っていて、そこから搬入していた。

当時は立川市と昭島市の衛生課の職員の方たちが書記として

○思 い 出

事務を兼任していたが、所長制度ができてから組合職員に代っていった。

職員も次第に増えていって、昭和49年の処理量のピーク時には、27名ほどの職員がいた。このほかに女性のアルバイトの方もいて事務の仕事をしていた。昭和51年頃から昭和63年頃まではいたと思う。

現在は処理場内を見てもほとんど人を見かけないが、当時は処理場内のどこへ行っても人がいないところはなかった。

また、職員同士の親睦で年1回の旅行とソフトボールなどをしていた。

一番印象に残っていることといえば、施設の事故のことで、ひとつは、昭和35年頃だったと思うが、消化槽内のガスがガスタンクに行かなくなり、槽内にガスが溜まって消化槽の上部が持ち上がってしまった事故があった。もうひとつは、昭和44年だったと思うが、ガスタンクの清掃中にタンク内上部のエアを抜かないで水を抜いたため、タンク内が真空状態になりガスタンクの屋根がペシャンコになってしまったことがあった。

しかし、大きな人身事故等はなかったように記憶している。

組合事務所が立川市役所からこの郷地町に移ったときに、紛失してしまった文書があり、重油タンクの届書がなくなって消防署へ再発行をお願いし、苦労したことを記憶している。

高木喜好さん談

私は、昭和42年8月1日に組合に就職しました。

当時のチーフに君塚さんという方がいて、この人がみんなの仕事の手配をしていた。その当時、職員は14、5人いたと思う。

当初私は、作業員として投入槽関係の仕事に従事した。

そして、昭和45年頃、初めて立川市からは高橋さんという方が場長として、昭島市からは官田さんが次長として出向してこられた。

その後、昭和46年になって、初めての所長として八巻さんが立川市からこられた。

この頃、事務室にはクーラーがなくて夏場は非常に暑かったが、この八巻さんがどこからかラジエーターを持ってきてこれを改良し、クーラーを作って事務室に取り付けた。その器用さに感心すると同時に、涼しい思いをしたことを今でも印象深く記憶に残っている。

暖房は薪ストーブで、その後は石炭に変わった。

また、この頃は忙しくて休暇がぜんぜん取れなかった。休みというと宿直の泊まり明けの昼間が休みになるので、この時が非常に楽しかった。

昭和46年当時、現在の管理棟が完成し、組合の事務所が立川市役所からここへ移ると同時に、組合の名称が「立川・昭島衛生処理組合」から「立川・昭島衛生組合」に変わった。

当時大変だったことは、沈殿槽の汚泥を取り除いて、その所を掃除をしていて、床に青ゴケが生えているため滑って吸い込み口に落ちそうになったことが幾度もあった。また、台風のときに多摩川の放流口の草刈りをみんなでやったのを覚えている。

その後、職員は増えて、昭和47年頃には27名ほど職員がいたと思う。

私はその後、各現場を異動し、平成2年に処理水の多摩川放流が公共下水道に切り替えられたことに伴って、真空脱水設備

○思 い 出

や焼却設備などの機能が停止されたため、この年を最後に現場の勤務から事務室勤務に移った。

そして、組合に約35年間勤務して、平成14年3月に定年退職した。

現在、組合は解散して昭島市の施設として再出発をして、私も昭島市の再雇用職員として、引き続きここで一日おきに働かせていただいている。残された期間は短いが、これまでの恩返しのため頑張りたいと思っている。

おわりに

最後に、立川・昭島衛生組合の運営にご尽力賜りました関係者の方々に重ねて心からお礼を申し上げます。

組合のし尿処理場は、本書でも触れているとおりそのまま昭島市に引き継がれ、平成17年4月1日からは「昭島市クリーンセンター」として再スタートを切っております。

地域の皆様方には引き続きご理解、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

資料編

いた土地で、処理場で処分しきれない余剰し尿の処分を業者まかせでは適当ではないということから購入したものである。

その後施設が拡充されたことにより、ここへの投棄は必要がなくなり組合で管理をしていたが、昭和52年になって武蔵村山市から公園用地として借用依頼があった。しかし、その後これは譲渡依頼に変更され、昭和53年1月に約4,180万円で譲渡している。そして同年12月にこの売却代金を基に、組合に財政調整基金が設置されている。

このほか、昭和36年に、当時組合へのし尿の搬入路があったため、現在立川市の富士見第3公園を含む一角を購入している。ここはその後、昭和57年になって普通財産に用途変更し、一部を道路用地として立川市に無償譲渡、その他を公園用地及び自治会施設用地として同市に無償貸付を行っている。

また、同年処理場用地の一部を分筆して普通財産とし、昭島市のポンプ場用地と自治会施設用地として同市に無償貸付を行っている。

2 処理場の建設

当初、処理場の建設にあたっては、その業者の選定について、組合議会で先進市の視察等を含め、精力的に論議が交わされ、昭和33年5月20日の組合議会において、し尿消化槽工事請負契約の議案が可決されている。

内容は、三機工業株式会社と請負金額8,703万2,000円で随意契約を締結するものであった。

そして、本工事は昭和34年2月に竣工し、同年4月22日に落成式が開催されている。また、同年6月10日の組合議会において処理場設置についての条例が可決され、処理場の名称を「立川・昭島衛生



昭和34年4月22日 富士見処理場落成式

処理組合富士見処理場」とした。なお、この条例は昭和46年2月に廃止されている。

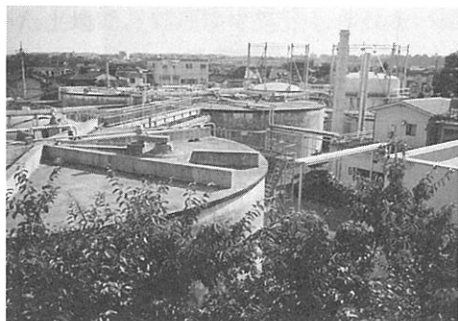
3 施設の概要

組合の処理施設については、当初は一次処理を嫌気性消化・二次処理を散布ろ床処理方式を採っていたが、昭和40年・昭和43年に順次二次処理を活性汚泥処理方式に切り替えている。

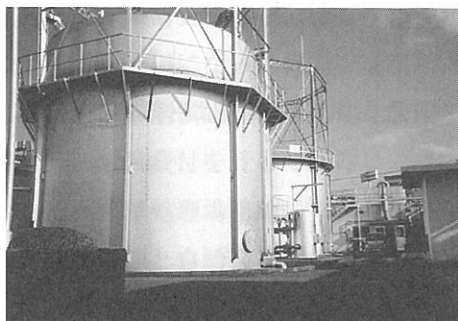
これは、収集したし尿をまず投入槽に投入し、し尿中の夾雑物（布・紙・ビニール等）を破碎機で細断し、消化槽に移送する。消化槽内は絶えず一定温度に保つよう加



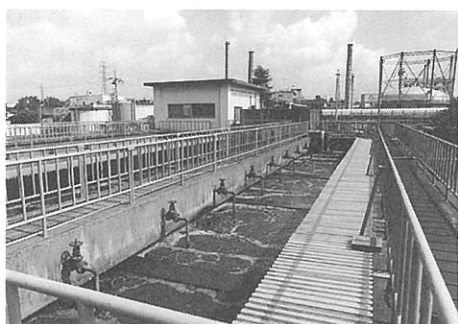
投入室（地下が投入槽）



消 化 槽



ガスタンク



第2曝気槽（平成2年休止）

温するとともに、ミキサーにより攪拌する。

こうして消化槽内で約30日間嫌気性微生物による消化分解が行われ、「汚泥」と「発生ガス」と「上澄液」とに分かれる。汚泥については引抜いて脱水処理設備に移送し、遠心分離機により脱水処理をする。発生ガスは脱硫装置に送り、硫化水素を除去していったんガスタンクに収集され、消化槽の加温用燃料として使用する。消化槽から出た上澄液は希釈調整槽において水で希釈されて曝気槽に送られ、ここで好気性微生物の作用により分解される。

そして最後に沈殿槽に移送し、この上澄液を放流するといった処理方式である。

以上が設備の概略であ

るが、組合の施設は四次にわたり増設が行われ、一部改修及び付帯設備等の設置についても幾度となく行われている。

※資料 「立川・昭島衛生組合フローシート」
P 54



沈殿槽（平成2年休止）

4 施設の移り変わり

(1) 組合設立当初の施設

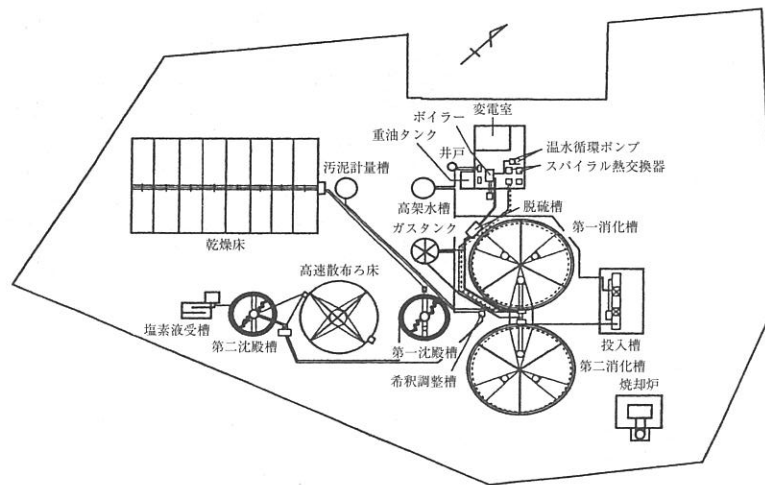
最初の施設は、昭和33年7月に着工して昭和34年2月までの短期間で建設され、同年7月に操業を開始している。

完成した施設の概要は次のとおりである。

処理能力	90キロリットル/日
総事業費	87,032,000円
設計施行	三機工業株式会社
設備概要	投入槽・消化槽2基・希釈調整槽・第一沈殿槽・高速散布ろ床・第二沈殿槽・汚泥乾燥床・ガスタンク 他

○Ⅳ 組合の施設

配置図：



(2) 第一次増設

処理能力日量90キロリットルの施設で処理してきたが、両市の住宅・工場等の急増により処理量が増大したため、既設能力では処理が困難になったので、日量45キロリットルの消化槽を増設した。

総処理能力 135キロリットル/日

総事業費 41,970,000円

工事期間 着工 昭和36年9月1日

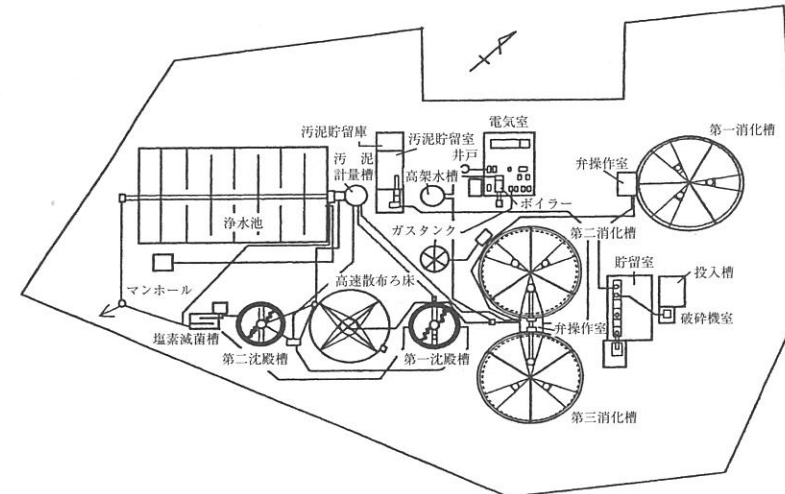
竣工 昭和37年 9 月29日

※ 2 力年で施工

設計施行 三機工業株式会社

設備概要 投入槽・消化槽・高速散布ろ床（改造）・浄水池（改造）・井戸・弁操作室・破碎機室・污泥処理室・污泥貯留室・加温設備 他

配置図：



(3) 第二次増設

第一次増設に引き続き、発展途上にある両市にあって、さらに施設の拡充に迫られ、日量60キロリットルの消化槽を増設した。

なお、この増設において、投入槽のほかに投入諸施設、汚泥処理施設、流量調整装置等を設置し、特に二次処理施設として曝気槽（日量105キロリットル）を採用したほか防臭装置も各所に設置した。

総処理能力 195キロリットル/日

総事業費 84,000,000円

工事期間 着工 昭和39年8月1日

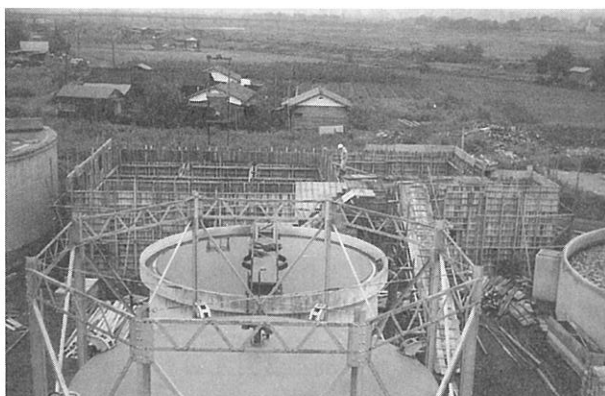
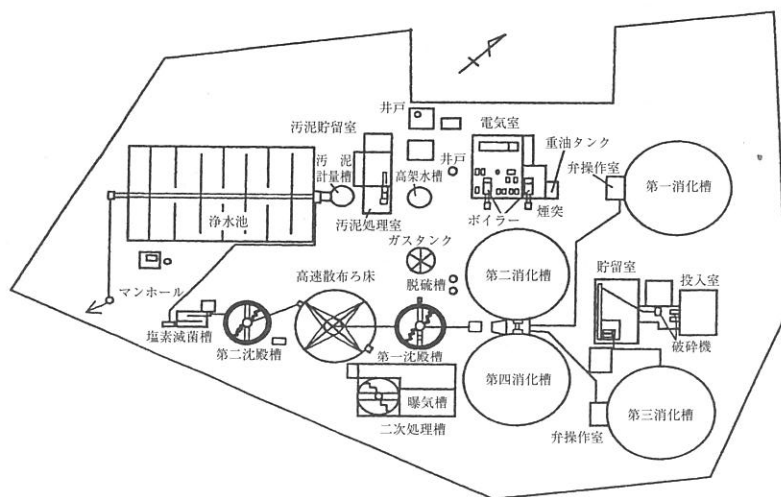
竣工 昭和40年 3 月31日

設計施工 三機工業株式会社

施設概要 投入槽・消化槽・曝気槽・最終沈殿槽・浄水池
(改造)・汚泥処理室(増築)・重油タンク・脱

硫槽・遠心分離機 他

配置図：



昭和39年 高架水槽に登って東に向かって撮影したもので手前からガスタンク、沈殿槽、工事中の二次処理槽。

写真上部は立川市域で、家はまだ少なく、遠くにかすかに多摩川に架る中央線の鉄橋が見える。

(4) 第三次増設

施設の充実を図るため、日量70キロリットルの増設工事を行った。

総処理能力 265キロリットル/日

総事業費 163,850,000円

工事期間 着工 昭和42年11月1日

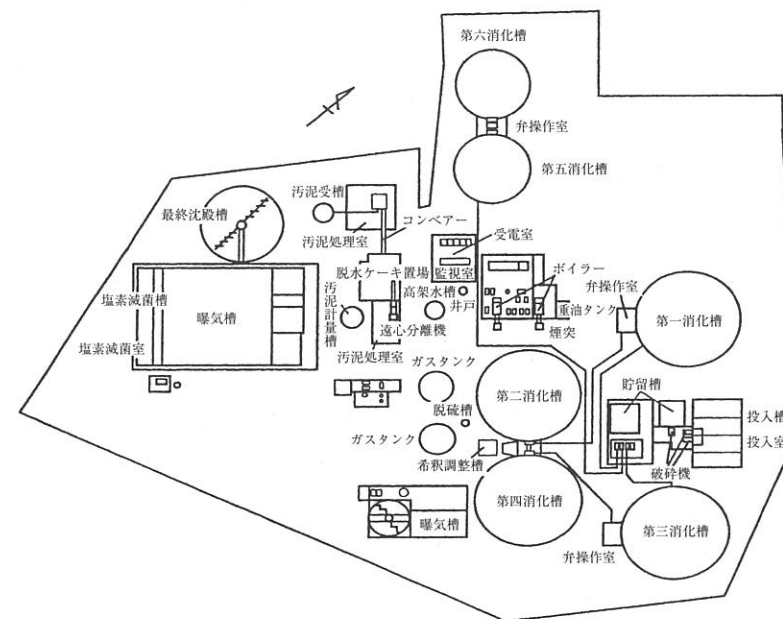
竣工 昭和43年12月31日

※2カ年で施工

設計施工 三機工業株式会社

施設概要 投入槽・消化槽2基・曝気槽・最終沈殿槽・汚泥処理室・脱硫室・水質試験室・ガスタンク 他

配置図：





昭和43年 現在の入口付近から東に向かって撮影したもの。手前は第5、第6消化槽。

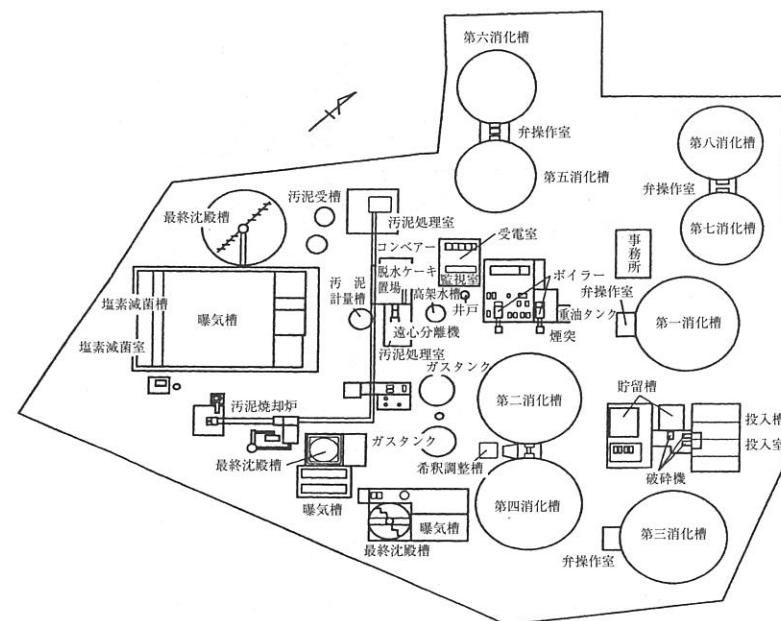
(5) 第四次増設

第三次増設工事に引き続き、日量65キロリットルの増設工事を行った。

総処理能力	330キロリットル/日
総事業費	149,800,000円
工事期間	着工 昭和46年9月10日 竣工 昭和48年3月30日
設計施工	三機工業株式会社
施設概要	消化槽2基・曝気槽・最終沈殿槽・汚泥濃縮槽 他

○IV 組合の施設

配置図：



(6) 付帯設備

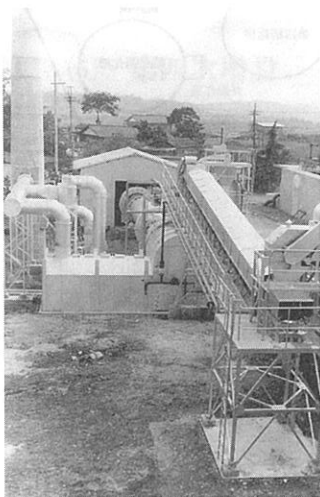
① 汚泥焼却炉

この施設は、発生した汚泥を真空脱水機で脱水し、排出された汚泥ケーキをロータリーキルン（円筒回転型焼却炉）で焼却処理するものである。

この焼却炉は昭和45年度において工事費6,400万円で建設されているが、この建設の経緯は、昭和43年度において汚泥を脱水する真空脱水装置が新たに整備された。それまでの汚泥ケーキは瑞穂町にあった化学肥料会社に引き取ってもらっていた。しかし、真空脱水装置により脱水した汚泥ケーキには有機性物質が含まれていないため、肥料の材料としては使用できず、引き取りを断られてしまった。



昭和45年 工事中の焼却炉



昭和45年 完成した焼却炉

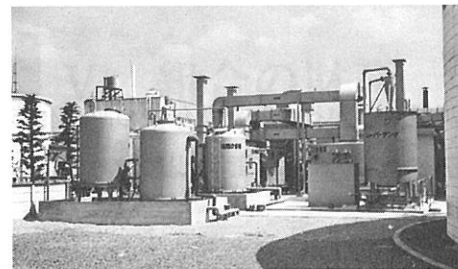
よって、とりあえず汚泥ケーキの処分は清掃業者に委託し、早急に焼却施設を建設することとなったものである。

この焼却炉は、その後平成2年に休止し、平成7年に解体撤去されている。

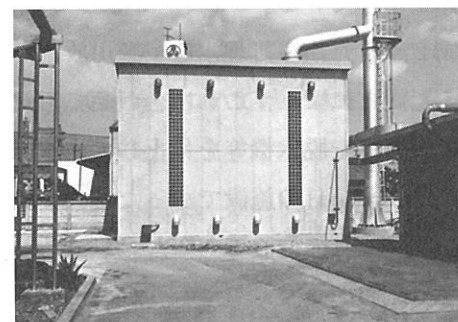
② 脱臭装置

昭和50年度に工事費1億3,300万円を要し、周辺住民を悪臭公害から守る目的をもって設置された装置である。

以前の脱臭装置は投入室等に個別に設置されていたが、この装置はダクトで各施設を繋ぎ、濃度の高い臭気は燃焼脱臭装置に、濃度の低い臭気は、吸着脱臭装置に捕集し、脱臭するものである。



吸着脱臭装置



燃焼脱臭装置（平成元年休止）



PH自動調整装置（平成2年休止）

○Ⅳ 組合の施設

③ PH自動調整装置

工事費410万円で昭和52年に設置されたもので、ろ液排水ピットに流入するろ液のPHを水質規制値以下にするため、塩酸を注入し中和する装置である。

この装置は、平成2年4月に処理水を多摩川放流から公共下水道放流に切り替えたときに休止している。

(7) 一部施設の休止

最後の増設となった第四次増設工事が行われた2年後の昭和49年度には、組合の処理量はピークに達し、その後は減少していくこととなる。

そして、これら処理量の減少に合わせ、昭和59年4月から70キロリットル/日処理の消化槽を、昭和62年1月から65キロリットル/日処理の消化槽をそれぞれ運転休止にしている。

また、前にも触れたが、平成2年4月から処理水を多摩川放流から公共下水道放流へと切り替えたことにより、これに合わせて污泥焼却炉、第2曝気槽、第2沈殿槽、真空脱水機等を休止している。

解散時の処理能力は195キロリットル/日の施設であったが、実際に稼動していたのは105キロリットル/日の施設であった。

※資料 「立川・昭島衛生組合施設配置図」P 52

(解散時配置図)

V 組合の財産

解散時の組合財産は、以下のとおりである。

1 土 地

土地については、両市への貸付地及び道路用地を含め、下記のとおりである。

なお、立川市及び昭島市それぞれの市域内に所在しているが、処理施設用地については、すべて昭島市域内に所在している。

利 用 区 分	筆数	地 積		備 考
		公簿 (m ²)	実測 (m ²)	
組 合 施 設 用 地	3	12,145.15	12,697.79	昭島市域内に所在
昭 島 市 へ の 貸 付 地	2	395.72	396.64	
郷 地 ポ ン プ 場 用 地	1	269.96	270.90	
玉川自治会公会堂用地	1	125.76	125.74	
道 路 用 地	28	1,680.82	☆1,680.82	
小 計	33	14,221.69	14,775.25	立川市域内に所在
立 川 市 へ の 貸 付 地	4	2,684.38	2,685.08	
富士見第三公園用地	1	2,521.29	2,522.12	
新生会倉庫用地	1	44.27	44.25	
新生会公会堂用地	2	118.82	118.71	
合 計	37	16,906.07	17,460.33	

☆道路用地については公簿地積を採用

※資料 「組合所有地略図」P 56

※資料 「土地一筆台帳一覧」P 57

2 建物等(し尿処理施設及び組合施設等)

建物については、すべて昭島市域内に所在している。

※資料「立川・昭島衛生組合解散に伴う協定書」中の資料1

「建物・構築物等財産一覧表」のとおりである。P 80

3 その他備品等

車両及び事務用備品等。

※資料「立川・昭島衛生組合解散に伴う協定書」中の資料2

「備品等一覧表」のとおりである。P 88

VI 組合の解散

1 事務連絡会

組合の解散問題については、以前から話しが出ていたが具体的に進展していかなかった経過がある。その後、平成14年になってこの問題が再浮上し、同年2月8日に開催された組合議会全員協議会において、平成16年度末をもって組合を解散することを目標に、立川市・昭島市及び組合の三者の事務レベルで、解散に関する諸課題を検討していくことが報告され、解散問題が本格的に動き出していくこととなる。

この事務連絡会は、解散問題に限らず、組合の運営等について調査検討するための組織である。

解散問題をこの事務連絡会の中で協議していく過程において、三者により平成16年度末を目途に組合を解散する旨の「立川・昭島衛生組合の解散に関する確認書」の締結の必要性が確認され、平成14年11月12日にこの確認書が締結されている。

この確認書の中で、解散問題の解決は両市にとって将来にわたっての重要な事項であることから、「解散協議会」の設置が盛り込まれ、以後、この協議会において解散問題が協議されていくこととなる。

※資料「立川・昭島衛生組合の解散に関する確認書」P 68

2 解散協議会

この協議会は、立川市・昭島市の助役その他の職員及び組合の職員で構成され、同会の下に幹事会が置かれた。この幹事会は、立川市の環境下水道部の職員、昭島市の都市整備部の職員及び組合の職

員で組織された。

そして、この解散協議会において、主に組合財産の処分等に関する基本的な考え方と解散に向けての調整事項を「解散問題中間報告」としてとりまとめ、これが組合議会及び両市議会の担当委員会に報告され、組合解散に向けて大きく前進していった。

なお、同協議会及び幹事会で協議された内容等及びその他解散に係る課題事項等を検討するため、立川市においては「立川・昭島衛生組合解散課題事項検討委員会」を、昭島市においては「立川・昭島衛生組合解散に伴う関係部課連絡会」をそれぞれ設置し、同時に検討が進められていった。

3 解散問題中間報告

この解散問題中間報告は、前項で触れたとおり平成15年2月に解散協議会で作成し、管理者に報告されたものである。そして同月開催の組合議会及び翌3月開催の両市議会担当委員会に報告されている。

内容は概ね次のとおりである。

組合解散後の処理施設

組合解散後の両市のし尿処理は、個々のし尿搬入量に応じた適切な規模の処理施設を各々の市域に単独で設置することとし、それぞれの対応は次のとおりとする。

- ・ 立川市においては、適切な処理方策の検討を行った上で、組合解散時までに立川市域に新たな施設を建設し、解散後のし尿処理にあたる。

- ・ 昭島市においては、現状し尿処理の実態から現在の組合処理施設を当分の間継続使用し、搬入量の減少を待って新規施設を建設する。

組合固有職員の処遇

組合職員の処遇にあたっては、職員の希望に配慮しながら移管先について両市で協議を行うものとする。

組合財産の処分に関すること

基本的考え方

組合解散にあたって、必須項目となるのが、組合すなわち両市共有の財産の処分である。

組合の財産の処理にあたっては、基本的に土地、建物等すべての組合財産について立川市と昭島市が同等の権利を有するものとし、解散に伴う費用負担や債務についても両市が同等に負うものとする。一般的には、両市の費用負担により施設を解体撤去し、更地化したうえで土地の処分、売却代金の配分といったことが考えられるが、今後それぞれの市で単独処理を行っていく場合において、「組合解散後の処理施設」で述べたように両市の置かれている状況・事情等を踏まえて考えていかなければならない。基本的には下記の内容に基づき対応するものとする。

① 土地の帰属について

現在立川市と昭島市に所在する組合所有の土地については、立川市域にある土地は立川市に、昭島市域にある土地は昭島市にそれぞれ帰属するものとする。なお、帰属面積の差異によって生じる財産処分上の不均衡は、解散に伴う債務等で相殺することとし、解散時

及び解散後に金銭負担の発生することのないよう両市で協議する。

② 建物等の帰属について

現在組合が所有する建物等の所在については、すべて昭島市域分にあることから組合解散後継続使用することとなる昭島市が継承する。この場合、現在使用していない建物等についても、解散に伴っての解体撤去は行わないこととし、不要な建物も含めすべてを昭島市に帰属する。なお、このことによる財産処分上の不均衡についても「土地の帰属」と同様とする。

③ その他

土地、建物等以外に組合財産としては、車両、立木及び事務用備品などが考えられるが、これらについても施設を継続使用することとなる昭島市に帰属する。なお、財政調整基金については、平成16年度末に起債の繰上償還等の費用として取りくずしの上、清算することとする。

今後必要となる具体的調整事項

今後具体的に財産処分を行うにあたっては、財産評価等について下記の内容を考慮し、調整することが必要である。

- ① 土地の評価を行い、立川市に帰属する分と昭島市に帰属する分の価格を算出すること。
- ② 建物等の評価額と解体に要する費用を調査し、その財産の帰属額及び負債額を算出すること。
- ③ 土地、建物等以外の財産のうち、財政調整基金は取りくずして組合運営費に充て、車両、立木及び事務用備品などについては評価対象から除外する。
- ④ 組合解散に伴って生じるその他の経費についても算定すること。

以上の組合財産の帰属状況及び両市の債務負担の状況を勘案すると、昭島市に帰属する財産額が大になることが想定されるので、その差額全額を長年にわたる昭島市の貢献度費用に充てることを基本として両市で調整する。

.....

以上が解散問題中間報告の骨子であるが、以後はこの考え方を基本として協議がなされていくこととなる。

4 協議結果

前項の「3 解散問題中間報告」の中にもあったように、両市の間に生じる財産処分上の不均衡については、解散に伴う債務等で相殺することとし、解散時及び解散後に金銭負担の発生することのないよう両市で協議することとしたが、その結果、次のように協議が整った。

(1) 財産及び評価額

立川市・昭島市それぞれに帰属する財産及びその評価額は、次のとおりとした。

土地については、平成15年度に地積の確定測量及び不動産鑑定評価を行った。なお、道路用地については、将来的にも道路として使用していくこととなるので評価対象外とした。

① 立川市に帰属する財産及び評価額

ア 土 地

名 称	所 在 地	地 積		評価額 (円)
		公簿 (m ²)	実測 (m ²)	
富士見第三公園用地	立川市富士見町六丁目81-2	2,521.29	2,522.12	254,000,000
新生会倉庫用地	立川市富士見町六丁目81-6	44.27	44.25	5,710,000
新生会公会堂用地	立川市富士見町六丁目81-7 他1筆	118.82	118.71	20,400,000
合 計		2,684.38	2,685.08	280,110,000

② 昭島市に帰属する財産及び評価額

ア 土 地

名 称	所 在 地	地 積		評価額 (円)
		公簿 (m ²)	実測 (m ²)	
組 合 施 設 用 地	昭島市郷地町三丁目736-1 他2筆	12,145.15	12,697.79	1,010,000,000
郷地ポンプ場用地	昭島市郷地町三丁目753-14	269.96	270.90	
玉川自治会 公会堂用地	昭島市郷地町三丁目753-15	125.76	125.74	
道 路 用 地	昭島市郷地町三丁目736-2 他27筆	1,680.82	☆1,680.82	評価対象外
合 計		14,221.69	14,775.25	1,010,000,000

道路用地については、公簿地積を採用した。

イ 建物・構築物等

建物・構築物等はすべて昭島市に帰属し、その評価額を6,648万円とした。

※ 資料「立川・昭島衛生組合解散に伴う協定書」中の資料1「建物・構築物等財産一覧表」参照

ウ 備 品 等

すべて昭島市に帰属し、評価対象から除外した。

(2) 組合固有職員の身分移管

解散時の組合固有職員3名及び再雇用職員2名については、平成17年4月1日をもって昭島市に身分を移管し、当分の間、当該処理場においてその職務に従事することとした。

※資料 「身分移管に関する協定書」P 95

(3) 将来にわたる昭島市の債務等

昭島市が将来にわたって負担する債務等及びその金額は、次のとおりとした。

No	項 目	金額 (円)	内 訳
①	職員の身分移管に伴う退職手当相当額	86,900,000	職員3名分
②	建物及び施設等解体・撤去に要する費用	251,330,000	施設全体を一括で撤去
③	消化槽内等残留物撤去処理費用	98,730,000	施設解体前の処理費用
④	解散後の事務承継に要する費用	15,000,000	決算事務・組合史作成事務
⑤	土壌調査に要する費用	6,540,000	東京都「環境確保条例」
	合 計	458,500,000	

なお、「①職員の身分移管に伴う退職金相当額」を将来にわたる昭島市の債務に含めたことで、組解散時には、組合では当該職員に対して退職手当を支給しない旨の「退職手当支給条例」の一部改正を行った。また、これを受けて昭島市においては、当該職員に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間に、組合での在職期間を通算する条例改正を行っている。

(4) 事務の承継

解散後の事務の承継は昭島市とし、平成16年度の決算事務及び組合史の作成等を行うこととした。

(5) 清算事務

平成16年度に発生する組合の債務のうち、組合解散後に請求される債務については、昭島市がこれを承継の上支払うこととし、その相当額をあらかじめ組合が負担することとした。

※資料 「清算事務に関する協定書」P 96

(6) 貢献度費用

立川市及び昭島市それぞれに帰属する財産の不均衡については、将来にわたる昭島市の債務等により相殺し、残額についてはその全額を、処理施設が市域内に所在していたことによる長年にわたる昭島市の貢献に対する費用に充てることとした。

※資料 「立川・昭島衛生組合の解散に伴う財産処分等に関する確認書」
P 69

※資料 「立川・昭島衛生組合解散に伴う協定書」P 76

5 解散に伴う事務処理

以上が解散に関する協議の内容とその結果であるが、ここでは組合の解散及び財産処分等についてのその手続き及び事務処理について記録としてまとめた。

(1) 解散及び財産処分に関する議案

地方自治法第290条の規定に基づき、平成16年6月4日開催の立川市議会及び同年6月15日開催の昭島市議会本会議において、いずれも全会一致で可決された。

(2) 解散及び財産処分に関する協議書

議案に添付の協議書について、(1)の議案が議決された後、両市長により締結された。

※資料 「立川・昭島衛生組合の解散に関する協議書」P 73

※資料 「財産処分に関する協議書」P 74

(3) 財産処分承認申請

組合財産のうち国庫補助及び東京都補助を受けて取得したものの財産処分については、環境大臣及び東京都知事の承認が必要なため、その申請をして承認された。

この承認が必要な財産については、昭島市に帰属する建物等のみが該当するため、承認通知書には昭島市に対して条件が付されている。

(4) 借入金の繰上償還

償還期限が平成9年度から平成18年度までの財政融資資金借入金について、解散に伴い平成17・18年度分を繰上償還するため、財務大臣宛に繰上償還申出書を提出し、これが承認された。

なお、繰上償還分に対する利子については免除されている。

(5) 解散に伴う協定

(2)の協議書の締結を受け、両市により締結された。

※資料 「立川・昭島衛生組合解散に伴う協定書」P 76

(6) 覚 書

解散協議会及び幹事会等の中で協議された事項を確認するため、両市により締結された。

※資料 「覚書」P 93

(7) 身分移管に関する協定

解散に伴い、組合固有職員等の身分を昭島市に移管するについて、立川市・昭島市及び組合の三者により締結された。

※資料 「身分移管に関する協定書」P 95

(8) 清算事務に関する協定

組合の平成16年度予算の執行については、解散に伴い平成17年3月31日をもって打ち切りとなることから、組合解散後に請求される支払い等の清算事務について、三者により締結された。

※資料 「清算事務に関する協定書」P 96

(9) 汚染負荷量賦課金の納付

昭和62年4月1日現在においてばい煙を発生する事業所に対し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、過去分（昭和57年から昭和61年の排出ガス量により算定）及び現在分（前年の1月から12月までの排出ガス量により算定）の合計額を納付する義務がある。

○Ⅵ 組合の解散

この解散後の納付は、現在分については施設を承継する昭島市が納付することとし、過去分については、この法律がある以上将来にわたっても納付する義務があるため、両市2分の1ずつ負担することとした。

このことについて、平成15年10月17日開催の解散協議会幹事会で確認された。

(10) 都知事への解散届

地方自治法第288条の規定により、平成16年12月21日、両市の担当部課長及び組合職員が都庁を訪問し、総務局行政部市町村課長に面会し提出した。

※資料 「立川・昭島衛生組合の解散届出書」P 98

(11) 財産の無償譲渡

「財産処分に関する協議書」に基づき、組合管理者から両市長に対し、それぞれに帰属する財産の無償譲渡について、通知した。

(12) 所有権移転登記

解散の日をもって組合所有土地は両市に無償譲渡することから、4月1日付けでの所有権移転登記を両市に依頼した。

(13) 事務引継

平成17年3月31日の解散当日、組合会議室において管理者から両市長へ事務引継が行われた。

なお、職員への辞令伝達式を兼ねた閉所式も同時に行われ、最後に正副管理者の挨拶をもって閉会した。

6 解散後の事務処理

解散後の事務については、協定に基づき昭島市がこれを承継し、処理した。

(1) 組合の平成16年度決算

組合解散に伴い、最後の年度となった平成16年度の決算については、歳出の総額に合わせて、歳入の両市からの分担金の調定額で調整し、歳入と歳出の額を同額として、歳入歳出差引残額をゼロにした。

なお、財政調整基金は取崩しを行い、繰入金として処理し、預金等もすべてを解約して歳入とした。

また、組合解散後4月1日以降に組合に対して請求のある上下水道料・電話料・電気料・複写機使用料の支払いについては、5(8)清算事務に関する協定により処理した。

以上により、平成17年3月31日解散の日をもって組合に関するすべての収支を打ち切った。

また、この決算については、行政実例によれば「一部事務組合の解散に伴う決算については、地方自治法施行令第5条の準用により、旧組合の管理者が行い、これを構成団体の長に送付し、構成団体の監査委員がこれを監査し、構成団体の議会がこれを認定する」とこととされている。

決算については、解散に伴う協定により、昭島市が決算書等の作成事務を行い、立川市がこれを調製・決定した。

この調製した「決算書」及び「主要な施策の成果説明書」を立川市長は昭島市長に送付し、これを両市はそれぞれの監査委員の審査に付した。そして、その監査委員の意見を付して認定議案を両市議

○Ⅵ 組合の解散

会に上程し、平成17年9月5日昭島市議会において、同月16日立川市議会において同決算が認定されている。

(2) 財産処分完了報告

5(3)の財産処分承認申請で承認された財産処分について、解散と同時に昭島市が同財産を受け入れ、財産処分が完了したことを昭島市長名をもって環境大臣及び東京都知事宛に報告した。

(3) 組合史(本書)の作成

「立川・昭島衛生組合解散に伴う協定書」に基づき、昭島市において編集・発行した。

思 い 出

組合の操業当初、昭和34年6月から平成7年3月まで組合職員として在職していた宮寄茂男さん（昭島市郷地町在住）と昭和42年8月から平成14年3月まで在職していた高木喜好さん（立川市富士見町在住）のお二人に、職員時代の思い出を語ってもらった。（於：旧組合事務所）

宮寄茂男さん談

現在のこの事務所の南側にある東西に走っている通路は、旧の堤防敷で、組合の処理施設ができる前は、この通路の北側部分は梨畑だった。その南側には畑が広がっていた。

また、現在の第5・第6消化槽と郷地ポンプ場がある辺りは砂利穴があって、水が流れ込んでいて釣りをしている人たちもいた。

私が組合に就職したのは昭和34年6月で、同時期に私を含めて4人が入った。

その前に、同じ年の4月に3人の方がすでに採用されていた。

そして、その年の7月に操業が開始されて、当初はこの7人で処理場の仕事に従事した。

まだ新奥多摩街道はできていなかったもので、組合までの搬入路は、旧奥多摩街道の福島交番から南に向かって多摩川の土手に出て、組合敷地の南側まで来ると、その土手沿いに石の門柱が立っていて、そこから搬入していた。

当時は立川市と昭島市の衛生課の職員の方たちが書記として

○思 い 出

事務を兼任していたが、所長制度ができてから組合職員に代っていった。

職員も次第に増えていって、昭和49年の処理量のピーク時には、27名ほどの職員がいた。このほかに女性のアルバイトの方もいて事務の仕事をしていた。昭和51年頃から昭和63年頃まではいたと思う。

現在は処理場内を見てもほとんど人を見かけないが、当時は処理場内のどこへ行っても人がいないところはなかった。

また、職員同士の親睦で年1回の旅行とソフトボールなどをしていた。

一番印象に残っていることといえば、施設の事故のことで、ひとつは、昭和35年頃だったと思うが、消化槽内のガスがガスタンクに行かなくなり、槽内にガスが溜まって消化槽の上部が持ち上がってしまった事故があった。もうひとつは、昭和44年だったと思うが、ガスタンクの清掃中にタンク内上部のエアを抜かないで水を抜いたため、タンク内が真空状態になりガスタンクの屋根がペシャンコになってしまったことがあった。

しかし、大きな人身事故等はなかったように記憶している。

組合事務所が立川市役所からこの郷地町に移ったときに、紛失してしまった文書があり、重油タンクの届書がなくなって消防署へ再発行をお願いし、苦労したことを記憶している。

高木喜好さん談

私は、昭和42年8月1日に組合に就職しました。

当時のチーフに君塚さんという方がいて、この人がみんなの仕事の手配をしていた。その当時、職員は14、5人いたと思う。

当初私は、作業員として投入槽関係の仕事に従事した。

そして、昭和45年頃、初めて立川市からは高橋さんという方が場長として、昭島市からは官田さんが次長として出向してこられた。

その後、昭和46年になって、初めての所長として八巻さんが立川市からこられた。

この頃、事務室にはクーラーがなくて夏場は非常に暑かったが、この八巻さんがどこからかラジエーターを持ってきてこれを改良し、クーラーを作って事務室に取り付けた。その器用さに感心すると同時に、涼しい思いをしたことを今でも印象深く記憶に残っている。

暖房は薪ストーブで、その後は石炭に変わった。

また、この頃は忙しくて休暇がぜんぜん取れなかった。休みというと宿直の泊まり明けの昼間が休みになるので、この時が非常に楽しかった。

昭和46年当時、現在の管理棟が完成し、組合の事務所が立川市役所からここへ移ると同時に、組合の名称が「立川・昭島衛生処理組合」から「立川・昭島衛生組合」に変わった。

当時大変だったことは、沈殿槽の汚泥を取り除いて、その所を掃除をしていて、床に青ゴケが生えているため滑って吸い込み口に落ちそうになったことが幾度もあった。また、台風のときに多摩川の放流口の草刈りをみんなでやったのを覚えている。

その後、職員は増えて、昭和47年頃には27名ほど職員がいたと思う。

私はその後、各現場を異動し、平成2年に処理水の多摩川放流が公共下水道に切り替えられたことに伴って、真空脱水設備

○思 い 出

や焼却設備などの機能が停止されたため、この年を最後に現場の勤務から事務室勤務に移った。

そして、組合に約35年間勤務して、平成14年3月に定年退職した。

現在、組合は解散して昭島市の施設として再出発をして、私も昭島市の再雇用職員として、引き続きここで一日おきに働かせていただいている。残された期間は短いが、これまでの恩返しのため頑張りたいと思っている。

おわりに

最後に、立川・昭島衛生組合の運営にご尽力賜りました関係者の方々に重ねて心からお礼を申し上げます。

組合のし尿処理場は、本書でも触れているとおりそのまま昭島市に引き継がれ、平成17年4月1日からは「昭島市クリーンセンター」として再スタートを切っております。

地域の皆様方には引き続きご理解、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。